

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月 日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県立岐阜城北高等学校の項中「生活文化科、」を削り、同表岐阜県立岐阜商業高等学校の項中「会計システム科、情報処理科、国際コミュニケーション科、」及び「商業科、」を削り、同表岐阜県立大垣商業高等学校の項中

全日制の課程	商業に関する学科	
	情報に関する学科	総合ビジネス科、会計科、ビジネス科、ビジネス情報科
単位制による定時制の課程	商業に関する学科	商業科、ビジネス科

を

全日制の課程	商業に関する学科	ビジネス科、ビジネス情報科
	単位制による定時制の課程	商業に関する学科

に改め、同表岐阜県立大垣桜

高等学校の項中「生活文化科」を削り、同表岐阜県立飛騨高山高等学校の項中「情報処理科、」及び「生活文化科、」を削り、同表岐阜県立関有知高等学校の項中「生活福祉科、」を削り、同表岐阜県立坂下高等学校の項中「生活文化科、」を削り、同表岐阜県立武義高等学校の項中

単位制による全 日制の課程		全日制の課程	
単位制による全 日制の課程	普通科	普通科	商業科、 情報処理科
	商業に関する 学科	商業に関する 学科	
	ビジネス情報科		

を

に改め、同表岐阜県立瑞浪高等学校

単位制による全 日制の課程		普通科
単位制による全 日制の課程	商業に関する 学科	ビジネス情報科

項中「生活福祉科」を削り、同表岐阜県立海津明誠高等学校の項中「情報処理科」及び「生活福祉科」を削り、同表岐阜県立揖斐高等学校の項中「生活環境科」を削り、同表岐阜県立東濃美業高等学校の項中「ビジネス管理科」及び「生活文化科」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。